要緊急安全確認大規模建築物の耐震化補助制度(令和6年度版)

要緊急安全確認大規模建築物(裏面参照)の補強設計、耐震改修について、費用の一部を補助します。(面積による上限額等があります。)

補強設計

上限額:市の要綱の別表に定める補助金額です。

耐震改修

上限額:市の要綱の別表に定める補助金額です。

※詳しくは建築指導課へお問合せ下さい

募集期間 令和6年4月15日~令和6年5月31日 (予算額を超えた場合先着順となります。募集期間内に予算額に達しない場合、 予算が額に達するまで募集を継続します。)

申込みできる方

- ■以下の条件に全てあてはまる方です。 当該建築物の所有者/市税すべてを完納されている方/暴力団関係者でない方
- ■対象となる建物は、以下の条件を全て満たすものです。
- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物 (裏面参照)に該当する建築物

ただし、補強設計・耐震改修については、「学校」、「病院、診療所」、「老人ホーム、 老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの」、「幼稚園、保育園」、「危 険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」は対象外となります。

- ② 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ③ 岡山市内に存するもの
- ④ 年度内に補助事業が完了するもの(耐震改修については、年度をまたがる事業も対象となる場合がありますので、ご相談ください。)

※この補助制度をご利用される場合は、必ず事前にご相談ください。

申込み方法

申請書類を岡山市建築指導課へ提出してください。なお、申請書類はホームページからも入手できます。



https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000006034.html



岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL 086-803-1445



| ┃ 用 涂 ┃ 指示対象建築物 | 要緊急安全確認大規模 |
|---|--|
| 建築物の要件 | 建築物 |
| 学校 育字校の前期課程者 し ※屋内運動場の面積を含む。 ※屋内運動場の面積を含む。 ※屋内運動場の面積を含む。 ※屋内運動場の面積を含む。 ※屋内運動場の面積を含む。 ※屋 | 数 2 以上かつ 3000 ㎡以上 屋内運動場の面積を含む。 |
| 上記以外の学校 階数 3 以上かつ 1000 ㎡以上 一 一 | |
| 体育館(一般公共の用に供される 階数 1 以上かつ 1000 ㎡以上 階数 1 以上かつ 2000 ㎡以上 階数 | 数 1 以上かつ 5000 ㎡以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳 | |
| 場その他これらに類する運動施設 | |
| 病院、診療所 階数 3 以上かつ 2000 ㎡以上 階数 | 数 3 以上かつ 5000 ㎡以上 |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | 3X 0 3X ± 10 = 0000 1113X ± |
| 集会場、公会堂 | |
| 展示場 Land of the state of | |
| <u>卸売市場</u> 階数 3 以上かつ 1000 ㎡以上 <u></u> <u></u> <u> </u> | <u> </u> |
| 百貨店、マーケット どの他の物品販売業を営む店舗 階数3以上かつ2000㎡以上 階数3 | 数 3 以上かつ 5000 ㎡以上 |
| ホテル、旅館 | |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄 | |
| 宿舎、下宿 — — — — — — — — — — — — — — — — — — — | _ |
| 事務所 | |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類す | |
| <u>るもの </u> | 数 2 以上かつ 5000 ㎡以上 |
| 老人福祉 ピンダー、光重序王旭 | |
| 他これらに類するもの | |
| | 数 2 以上かつ 1500 ㎡以上 |
| 博物館、美術館、図書館 | |
| 遊技場 | |
| 公衆浴場 | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナ | |
| | 数 3 以上かつ 5000 ㎡以上 |
| その他これらに類するもの | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス | |
| その他とれらに対するが一と人 | |
| 工場(危険物の貯蔵場又は処理場 階数 3 以上かつ 1000 ㎡以上 — | |
| の用途に供する建築物を除く。) | _ |
| 車両の停車場又は船舶若しくは | |
| 航空機の発着場を構成する建築 | |
| 物で旅客の乗降又は待合の用に | |
| 供するもの | 数 3 以上かつ 5000 ㎡以上 |
| 自動車車庫での他の自動車文は 「「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「」 「」」 「」 「」」 「」」 「」 | 数 0 公工が 2 0000 III 以上 |
| 施設 | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | |
| た除物の貯蔵提及は処理提の用、取合で定める数景以上の在除物 | 数 1 以上かつ 5000 ㎡以上 |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用 政令で定める数量以上の危険物 500 ㎡以上 途に供する建築物 を貯蔵又は処理するすべての建築物 | 敷地境界線から一定距離 |
| 以内 で | 内に存する建築物に限る) |
| 耐震改修促進計画で指定する避難路 要なの沿道建築物であって、前面道路幅員の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 左に同じ カースの | 震改修促進計画で指定する重な避難路の沿道建築物であっ、前面道路幅員の 1/2 超の高の建築物(道路幅員が 12m 以 |
| | の場合は 6m 超) |
| | 震改修促進計画で指定する大 |
| I) T | 模な地震が発生した場合にお てその利用を確保することが |
| 防災拠点である建築物 | 益上必要な、病院、官公署、災 応急対策に必要な施設等の建 |
| 第物 ※1 図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 物 |